

岩手県告示第378号

令和2年5月8日付け岩手県報第11987号掲載保安林の指定施業要件の変更（令和2年岩手県告示第307号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 陸前高田市広田町字集99、字久保7の1、7の4、65の1、65の4、231
- (2) 所在が不明である通知の相手方 伊藤美雪、臼井三郎、佐々木希、佐々木縁、村上昭一

2 通知の内容を掲示した場所 陸前高田市役所